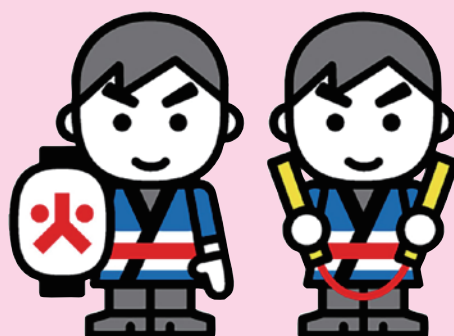


福島消防団員として 一緒に活動しませんか？

消防団員ってどんな人？

- 消防職員とともに火災等の災害への対応、火災予防の呼びかけや、警戒活動を行います。
- 常勤の消防署員とは異なり、日頃のご自身の仕事に専念していただき、災害が発生した際にその対応にあたります。
- 災害対応のための訓練や、資器材の整備点検などを行い、災害活動力を高めています。

- 消防団員の身分は、非常勤の特別職地方公務員となります。



消防団員の処遇は？

- 消防団活動の労苦に対して、年1回報酬が支払われます。
- 災害や訓練等で出動した場合、手当等が支払われます。
- 活動中に負傷した場合、公務災害として療養費用等が補償されます。
- 活動に必要な活動服や制服等が貸与されます。
- 5年以上勤務して退団した場合、階級や勤務年数に応じて、退職報奨金が支払われます。

どんな人でも消防団に入れるの？

- 福島町内在住の18歳以上50歳未満の健康な方であれば、入団できます。



お問い合わせ先

渡島西部広域事務組合 福島消防団 ☎47-2119

〒049-1331 松前郡福島町字三岳45番地1（福島消防署内）